

埼玉県高等学校等奨学金制度

～ 高校に行くためお金を借りることができます ～

埼玉県には、高校に行く生徒に、奨学金（お金）を貸す制度があります。  
 借りる資格があると認められた人に、埼玉りそな銀行が奨学金を貸します。  
 奨学金は、「借りる」お金です。「もらえる」お金ではありません。  
 高校を卒業したら、必ず返してください。

● お金を借りることができる生徒

次の①～③のすべてにあてはまる生徒

- ① 高校など（埼玉県でも、ほかの都や県でもよい）に行っている
- ② 保護者（親など）が埼玉県に住んでいる
- ③ 正しく生活し、よく勉強し、お金のことが理由で学校に行くことが難しい（行っている学校に推薦調書（書類）を書いてもらいます。そして、家庭の収入が決まった金額より少ないことが必要です。）

● 借りられるお金の金額

次の金額から、生徒が選びます。

行く高校など	借りられるお金（円）	
	1か月分	入学する時に必要な分
国・都道府県・市町村の学校	① 15,000	① 50,000
	② 20,000	② 100,000
	③ 25,000	—
私立	① 20,000	① 100,000
	② 30,000	② 250,000
	③ 40,000	—

● お金を借りられる期間

1年間（高校1年生の間）。  
 2年生や3年生になっても借りたいときは、また申込みをする必要があります。

● 返還（お金を返す）

お金は、高校を卒業して4年6か月たった時から返します。  
 それから12年間で返します。  
 借りる時に、どうやってお金を返すか計画を立て、そのとおりに返す場合は利息がかかりません。

● 申込みと、借りる時期

	申込み	借りる時期
中学校3年生の時	11月（中学校に申込み）	次の年の3月より後
高校に入学した後	4月（高校に申込み）	同じ年の6月より後

※ ここには、令和元年度（2019年度）のことが書いてあります。次の年は変わる場合があります。

問合せ先 : 埼玉県 教育局 財務課  
 電話 : 048-830-6652  
 ホームページ : <http://www.pref.saitama.lg.jp/f2204/j-s>